



Title	フランス側主報告 フランスにおける外国人
Author(s)	ブレイヤ, ドミニク
Citation	北大法学論集, 46(6), 248-277
Issue Date	1996-03-29
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15647
Type	bulletin (article)
File Information	46(6)_p248-277.pdf



[Instructions for use](#)

フランス側 主報告

フランスにおける外国人

ドミニク・ブレイヤ

中村 睦 男 訳

外国人の人権は、ある国の社会の特徴を最も良く示すものの一つであることは確かであり、フランスについてもこのことを確認できる。外国人の人権に関し二〇年来非常に頻繁に生じている政策の変更は、フランスが経験している経済・社会的危機の結果を明らかに表している。

外国人の権利は、逆説と矛盾のなかに現れることがしばしばである。外国人の権利に対するより大きな理解に基づく公式の演説の背後に、制限的であると同時に差別的な態度が姿を現すのである。たとえ一定の権利が拡張されたとしても、それは特定の範疇に属する外国人に対してだけであり、その結果として他の外国人の地位をより困難にすることがしばしば起こるのである。

「かなり緩やかな体制」（コリアール『基本的人権』六版、一九八二年、三二六頁）に服し、フランス革命の寛容な主張の後に、より保護に厚い方向で進展するはずだった外国人の権利は、常に厳格さを帯びた規制によって特徴づけられてゆくのである。第三共和制は、時には過度に、「自由の黄金時代」と考えられることがしばしばあるが、このことを免れるものではない。経済的困難や不祥事を理由に外国人嫌いの人達が重大な意思表示を行った時に、法律はより厳しくなるものである（外国人労働者に関する一八九三年八月九日法、一九三二年八月一〇日法など）。外国人の地位は、第二次大戦直後そして特に一九七三年以降ずっと考慮の対象になり、あらゆる政治的論議の公然あるいは隠れたテーマになっているのである。

外国人の権利は今日数多く、多様な法規定に取り囲まれており、外国人の入国（第一章）および外国人の滞在中の地位（第二章）を検討する前に、外国人の権利の法源の一覧表を作成してみよう。

序章 外国人の権利の法源

外国人の権利は、国内法、欧州共同体法あるいは国際法に依拠する非常に多くの法源にその源がある。

第一節 国内法

(1) 憲法上の法源

一九九二年および一九九三年の憲法改正まで、原則のみが規定された庇護を受ける権利を除いて、外国人に関する憲法の明文規定は存在しなかった。

一九九二年六月二五日の憲法的法律九二一五五四号によって行われた憲法改正は、一九九二年二月七日にマーストリヒトで署名されたヨーロッパ連合条約にフランス憲法を適合させることを可能にした。憲法院は、一九九二年四月九日の九二一三〇八号判決において、この条約の幾つかの規定が憲法に違反し、そして批准を可能にするためには憲法の重要な改正が行われなければならないと考えた。たとえ行われたすべての修正がマーストリヒト条約に正確に関わるものでないとしても、憲法に付加された八八条の一から八八条の四までは、憲法院によって明らかにされた障害を除くことを可能にした。八八条の一は、一般的性格の規定であり、八八条の四は、欧州共同体の立法案に対する議会のよりよいコントロールを可能にするもので、八八条の二および八八条の三のみが不可欠なものであった。八八条の二は、単一通貨に導く経済通貨同盟へのフランスの参加を可能にし、特に本テーマとの関係では、「欧州共同体構成国の国境通過に関する諸規則」を、ヨーロッパ連合が決定することを可能にする。

八八条の三は、マーストリヒト条約に関する討論の際におそらく最も激しく争われた問題、すなわち、ヨーロッパ連合構成国国民の市町村選挙権および被選挙権の問題を解決した。

憲法前文は、一七八九年人権宣言および特に一九四六年憲法前文を参照して、外国人に関わっている。

一七八九年人権宣言は特に外国人を対象にしていけないが、法律の形成に参与する権利のような幾つかの権利が国民に留保されているとしても、外国人が他の権利について排除されることはあり得ない。一九四六年憲法前文は、外国人排除がその頂点に達しているときに、一つの点で大革命と再び結びついた。その一二〇条で「フランス人民は自由のために祖国を追放された外国人に避難場所を与える。フランス人民は圧制者にこれを拒否する」と規定した一七九三年六月

二四日憲法の大きな表現形式をとることなく、一九四六年憲法前文は、「自由のための活動を理由に迫害を受けたすべての者は、共和国の領土において庇護を受ける権利を有する」と規定している。憲法院一九九三年八月一三日判決は、シェンゲン条約の適用を可能にするために憲法改正を義務づけて、規定された庇護を受ける権利の原則にすべての効力を与えるのである。一九九三年一月二五日の憲法的法律は、五三条の一を憲法に挿入して、庇護を受ける権利の範囲を限定している。

(2) 立法上の法源

一九五八年憲法は、法律と命令の区別を非常に強い方式で命じ、特に憲法三四条によって法律の領域を厳格に限定して、本當の法的革命を行った。三四条は法律が介入できる事項を列挙しており、その中に「基本的人権の行使のために市民に与えられた基本的保障」がある。三四条は市民と規定しているので、確かに外国人は三四条に関わっていないと考えることができる。しかし憲法院は市民という用語を厳格な意味で理解されるべきでないと考えた。

他方、一七八九年人権宣言において宣言された権利および自由に関する幾つかの規定について、法律の介入を命じているのがこの人権宣言である。

外国人に関係しうる法文が多いとしても、フランス法における外国人の地位を何らかの形で構成する基本的法文は、フランスにおける外国人の入国および滞在の条件に関する一九四五年一月二日のオルドナンス四五―二六五八号である。労働市場の再構築とコントロールという経済的な考慮をもって、ここでは「完全かつ一貫した法律および命令の総体」(ロシャック『外国人、どのような権利か』一六四頁)を適用しようとした。その数日前に採択された、フランス国籍法典たる一九四五年一〇月一九日のオルドナンスは、このような考慮を示している。一九七三年まで内容に関して

かなり安定していたこのオールドナンスは、それ以後絶えず手が加えられている。しばしばかなり定期的に取り消される通達、あるいは同じ状況におかれたデクレによって始められた立法のインフレ現象は、一九八〇年から加速され、政権交代が、多数派の変更ごとに、内務大臣あるいは社会問題大臣の名前で知られる改正を生み出し（ポネ法、ケスチオ法、デュフォワ法、バスクワ法、ジョックス法、マルシャン法、キレス法など）、憲法院裁判官によって問題にされることしばしばである。これらの法文は、主として入国に関して外国人の地位をしだいに厳しくしている。国境が閉ざされ、国外追放を可能にする規定が追放を容易にするために強化された。国境の閉鎖が措置の共通点で、右翼は安全と公の秩序を強調し、左翼は統合を容易にするような措置を展開する。補充的な措置を導く単一ヨーロッパ空間の実行は、庇護を受ける権利に影響を与える。

(3) 命令および通達

他の法源の地位も否定しがたく、コンセイユ・デタへの重要な訴訟を生み出している。命令制定権が介入できるのは限られた領域においてであり、命令は法律の範囲を越えることができなく（CE, 9 février 1994, GISTI et Assoc. Inter-capa ; CE, Ass., 8 décembre 1978, GISTI, CFDT et CGT, Rec. 493）。

通達が使われることも非常にしばしばあり、コンセイユ・デタが指摘するところであるが、通達を通して行政権が現行法を修正することがよくあるので、通達が訴訟で争われる（CE, 13 janvier 1975, Da Silva et CFDT, Rec. 16）。しかし、一九七五年以来、特に一九八九年以来、国際法規の地位が重要になっている。

第二節 国際法および欧州共同体法

「適法に批准されまたは承認された条約もしくは協定」の優越性を規定した憲法五五条は、法律と条約が矛盾した場合に、一九七五年から破毀院が (Cass. Ch. Mixte, 24 mai 1975, administration des Douanes C. Société de Cafés Jacques Vabre) として、一九八九年からはコンセイユ・デタが (CE, Ass., 20 octobre 1989, Nicolo, Rec. 190) (同じく参照) CC 74-54 DC 15 janvier 1975; CC, 21 octobre 1988, Assemblée Nationale Val d'Oise, 5^e circ.) 後に制定される法律に対し国際条約を優位させているので、完全な適用上の効果を有している。

庇護を受ける権利について、基本的な法文の一つは、一九六七年一月三十一日のニューヨーク議定書によって補完された、難民の地位に関する一九五一年七月二八日のジュネーブ条約である。

一般的な法文のうちでは、フランスは、一九六六年一月一六日にニューヨークで署名された社会権規約と自由権規約の二つの国際人権規約に加盟している。社会権の領域では、ILOの枠内の幾つかの条約をあげることができよう。

しかし最も保護に厚い法文は、地域的レベルのもので、何よりもヨーロッパ人権条約およびその追加議定書、特に第四と第七議定書である。欧州審議会の枠内での他の条約が同様に外国人に関わる (一九六一年一〇月一八日のヨーロッパ社会憲章、ヨーロッパ犯罪人引渡し条約など)。ヨーロッパ人権条約の役割が主要なものになり、外国人に対するフランス国内法の逸脱を妨げる最も確実な保障の一つに実際になっていることは確かである。

欧州共同体法は、一定の外国人、すなわちヨーロッパ連合構成国国民に対して特権的な地位を認めたところである。当初、労働者に留保されていたので限定された移動の自由しか享受していなかったヨーロッパ連合構成国国民は、欧州共同体裁判所の非常に自由主義的な解釈、ならびに一九八六年の単一欧州議定書およびマーストリヒト条約によって必要になった基本的な修正規定によって、すべての者に移動の自由が認められることになったのである。

他方、マーストリヒト条約は、ヨーロッパ人権条約の統合を行っており (F条二項およびK条二項)、その著しい権

利保護的性格はすでに指摘したとおりである。

最後に、ヨーロッパ連合の中で、すべての国家を義務的に拘束するものではない政府間協定は、ヨーロッパ連合内部での人の移動を容易にするための機構を設けているが、しかし同時に連合したいの国境の通過をより困難にしている（一九八五年六月一四日および一九九〇年六月一九日のシェンゲン条約、一九九〇年六月一五日のダブリン条約）。

以上の種々の法源が今日、外国人の入国条件（第一章）ならびに外国人の滞在条件（第二章）を規定しているのである。

第一章 外国人の入国——しだいに縮小された権利

居住・移転の自由は、たとえ一定の国際文書で宣言されているとしても、今日諸国家の国境と衝突する。国内での居住・移転の自由、出国の自由、自国への帰国の自由が主張されている。すべての外国人が他国に入国する権利を認められた法文は存在しない。

このような原則はフランス法で否定されている。すなわち、「憲法的価値を有するいかなる原則も、またいかなる規範も、国の領土に入国し、滞在する一般的かつ絶対的性格の権利を外国人に保障するものではない」（憲法院一九九三年八月一三日判決）というのである。

実際、確認できるのは外国人の間での差別であり、一定の外国人に入国が権利であると、入国は容易になるが、他の外国人にとって入国はより困難になるのである。

第一節 分化した体制

(1) 欧州共同体構成国国民の特権的地位

その目的が当初は経済的なものから、すべての構成国国民に拡がった国境なき共同体空間を設置する単一欧州議定書の目的の論理的帰結として、構成国民の入国は最大限簡易化された。一九九四年三月十一日のデクレは、彼らが「身分証明書と期限の有効な旅券の提示だけで」入国することを規定している。ヨーロッパ連合構成国国民のほかに、一九九二年のポルト条約によって生まれ、スイスを除く欧州自由貿易連合加盟国とヨーロッパ連合構成国を集めた欧州経済領域の構成国を加えなければならない。

人の自由な移動の原則は、欧州経済領域に対して規定された。

実際、一九九五年以来、シエンゲン条約当事国とその他の国との間の区別が行われなければならない。シエンゲン条約は、フランスとドイツの主導権で生まれ、一九八五年六月一四日の協定でベネルクス諸国が加わった。この協定は、一九九〇年六月一九日に一四二ヶ条の実施協定の対象になった。一九九〇年にイタリア、一九九一年にスペインとポルトガル、一九九二年にギリシャがシエンゲングループに加わった。施行には多くの困難が伴い、一九九五年三月二六日まで延期せざるを得なくなり、イタリアとギリシャにはまだ適用されていない。イギリスのような連合構成国はシエンゲン条約に根本的に反対しているとしても、他の国とは折衝中である。

関税と警察のコントロールが外囲国境で行われるであろう。この「シエンゲン条約国」の内部で、自由な移動がシエンゲングループ構成国国民のみならず、第三国の国民にも適用される。後者は、国境ないし三日以内に警察署に入国届出を提出することを条件に、他国を訪問できる。

シエンゲン条約実施に伴う困難は、ストラスブルに設置され、数百万のデータを集めた広大なコンピューターセンターであるシエンゲン情報システム設置の遅延に特に由来している。各国は、他の国の情報にアクセスでき、望ましくない外国人や拒否された難民のシエンゲン条約国への入国に反対できる。シエンゲン諸国の領事館は、査証の拒否や国境への送還の対象になっていない外国人に「統一査証」を交付できるようにするためにシエンゲン情報システムにアクセスできる。

これは、シエンゲン条約が設けた一種の「人の自由移動」である。このメカニズムの最初の歩みが、特にフランスの主権に対する非常に強い配慮に由来する障害にあったとしても、シエンゲン情報システムは完全に満足を与えているようである。

(2) 一般法

このような非常に自由主義的な特権的地位はその他の外国人には適用されない。たびたび改正されている一九四五年一月二日のオールドナンス第五条は、すべての外国人のフランスへの入国の要件を規定している。外国人は、まず「国際条約および諸規則によって必要とされる書類と査証」を所持していなければならない。これらの書類は基本的に旅券と査証である。しかしながら一定の外国人は、交流協定が結ばれている場合には、これらの書類のいずれかが免除されている。日本の場合がこれである。しかしヨーロッパ連合の内部では、シエンゲン条約によるか、あるいは「理事会は、ヨーロッパ議会と協議した後、委員会の提案に基づき全会一致で、構成国の国境通過に際し、その国民が査証を有していなければならない第三国を定める」ことを規定した、マーストリヒト条約によって改正されたE C設立条約一〇〇条の適用によって、体制の調整が図られなければならない。一九九六年からこれらの規定は特定多数決で停止されるこ

とになっている。この点は、主権の本質的条件を侵害するので憲法に違反すると考えられた。一九九二年の改正による憲法八八条の二は、このような障害を克服することを可能にした。査証を交付するか否かの決定は、外交および領事当局の非常に広範な権限に委ねられている。裁判官によって行使されるコントロールは最も限定されており、評価の明白な過誤 (*erreur manifeste d'appréhension*) に限られている (コンセイユ・デタ一九八六年二月二八日判決—CE, 28 février 1986, NGAKO, Rec. 49)。査証の拒否に理由づけの必要はない。一九八六年九月九日法一六条は、行政行為の理由づけおよび行政と公衆との関係改善に関する一九七九年七月一日法の例外として、理由づけの義務を廃止した。

第五条は同様に、フランスに入国を希望する外国人に、「国際条約の留保の下に、コンセイユ・デタの議を経たデクレによって規定され、一方では、滞在の目的および条件に、他方では、必要があれば生計手段と帰国の保障に関する書類」を要求している。一九八二年五月二七日のデクレは三つの型の旅行を規定している。観光旅行については、滞在の目的と条件および特に期間をあらゆる書類によって証明しなければならない。職業旅行については、職業および訪問するパートナーを証明しなければならない。私事旅行については、法文はずつと詳しく、要件が厳しくなっている。外国人は、受け入れ人によって署名された宿泊証明書を提出しなければならない。宿泊受け入れ人も外国人の場合には条件はより厳格である。偽装された家族の結集を避けるためである。この宿泊証明書を認証する義務のある市町村長は、宿泊条件に「重大な疑い」をもった場合には、国際入国管理事務所へ訪問監督を行うことを要求できる。訪問が宿泊受け入れ人の書面による同意によらなければ行えないとしても、私生活に対する明白な侵害が生じる。しかし訪問監督を拒否すると、証明書は拒否されることになる。

一九八二年デクレ第三条の一が要求するように、滞在費を工面する生計手段を有することを外国人はまた証明しなければならない。ここでまたその目的は抑止的なものである規定が問題になる。このような規定を正当化するのは容易で

あろう。フランス国は、財政的手段をもたない外国人を自己の負担で受け入れることを望まないものである。

帰国保障の要求は、フランス行政当局の許可なしに第三者に譲渡したり、変換または償還できない旅行切符の提示によって満たされる。このことはまた帰国を保障する金融機関の証明書でもなしうる。他方、排除されうる外国人に対する旅行会社の責任が増大する。

最後に、外国人が職業活動を行う場合には、その活動に必要な書類が要求される。

フランスへの入国は権利ではなく、種々の場合に入国が拒否される。外国人が必要な書類を所持していない場合は勿論である。しかし同じく、一九四五年一月二日のオルドナンスは、「その存在が公の秩序に対する脅威になるか―古典的な理由―、あるいは、再入国禁止か、国外追放命令の対象になっている」すべての外国人の入国を禁止することを可能にしている。

入国拒否の決定は書面で理由を付記しなければならず、この決定から丸一日経過した後でなければ送還されない。このことは外国人に対して、受け入れ人、自国の領事館または自己の選んだ助言者に知らせることを可能にするのである（一九四五年一月二日のオルドナンス第五条）。

第二節 庇護を受ける権利の制限

一九五八年憲法前文が再確認している一九四六年憲法前文によって認められた庇護を受ける権利は、近時活発な議論の対象になっており、かなり制限されている。しかし一九九三年八月二四日法および一九九三年一月二五日の憲法的法律以前に、庇護を受ける権利は「中身の無い貝殻」(ファヴォール)であった。

一九四六年憲法前文の庇護を受ける権利に関する規定は、実際に「自由のための活動を理由に迫害を受けたすべての人」にのみ権利を認めているので非常に限定されている。憲法院は、庇護を受ける権利に憲法的価値を承認しているとしても（憲法院一九八〇年一月九日判決）、一九九三年までこの権利を無視するいかなる法律の規定も見いだすことなく（憲法院一九八〇年一月九日判決、一九八〇年七月一七日判決、一九八六年九月三日判決、一九九一年七月二五日判決参照）、そして憲法院は、「庇護を受ける権利は法律および国内法に導入された国際条約によって具体化される」と判示して、その範囲を限定している（同じく、コンセイユ・デター一九八五年九月二七日判決—CEJ, 27 septembre 1985, France *Terre d'asile*, Rec. 263参照）。憲法院は、一九六七年一月三十一日のニューヨーク議定書によって修正された難民の地位に関する一九五一年七月二八日のジュネーブ条約を考慮している。一九五一年条約の適用範囲は庇護を受ける権利を具体化するものではないことを確認しなければならない。というのはこの国際文書は庇護を受ける権利ではなく、難民を扱うものであり、庇護申請者の追放禁止ではなく、領土内にいる難民の追放を禁止するものであるからである。

庇護権の体制は、シェンゲンおよびダブリン条約の実施を特に可能にするために採択された出入国管理に関する一九九三年八月二三日法の審査の際に明確にされた。これら二つの条約の目的は、同様な結果になる点もあるが同じではない。シェンゲン条約は、前述のように、ヨーロッパ連合内部での自由な移動の実際の空間を設置することを目的とする。一九九〇年六月一五日のダブリン条約は、「庇護申請中の者」、すなわち滞在許可を獲得しようとしてある国から他の国に送還される庇護申請者を終結させることを目的としている。「庇護申請が、欧州共同体構成国に提出された庇護申請の審査に責任のある国家の決定に関する一九九〇年六月一五日のダブリン条約の適用、一九九〇年六月一九日にシェンゲンで署名された条約の第二編第七章の適用、もしくは、一九九〇年六月一五日の条約（ダブリン条約）の署名会議の議事録に付加された宣言に従って他国との間で署名された、ダブリン条約によって規定された義務と同一の義務の適用

によって、他の国の管轄に属する場合に」、滞在許可申請が拒否され得ることをこの法律が規定している理由がここにある。庇護権に関するこの規定の主要な結果は、申請者が難民の地位が与えられるようにフランス難民・無国籍者保護事務所(OPPRA)に審査を求めることができないところにある。フランス難民・無国籍者保護事務所は、一九五二年七月二五日法によって創設された行政的公施設で、難民の資格を与える権限を有する。拒否の場合には、利害関係者は「上訴委員会」(commission des recours)に提訴でき、その決定はコンセイユ・デタによって上告により審査される。

この一九九三年法の審査の際に、憲法院は、庇護を受ける権利の尊重が前提にすることを「憲法的価値の原則」、「憲法上の要請」、「基本的権利」として展開してゆくのである。議会が立法化するものは、「庇護を受ける権利の尊重をより効果的にし、憲法的価値を有する他の規範または原則と調和させるための」条件を定めるためである。憲法院にとってこのことは、公の秩序の擁護と調和させる場合を除いて、「庇護を受ける権利を主張する外国人が、自己の申請が判断されるまでは仮にその国にとどまることが許されることを、一般的に含意する」のである。ダブリンまたはシエンゲン条約の枠内において、フランス難民・無国籍者保護事務所に対する申請の結果生じた禁止を審査して、憲法院は、「自己の権利を主張する関係外国人から権利を奪って、立法者は上述の憲法的価値を有する原則を無視した」と判断している。このことはシエンゲン条約の適用を不可能とした。というのかつて例外的状況と考えられた、他の国によってすでに審査された庇護の申請を審査する可能性が原則になったからである。確かに憲法院によって審査された法律は、シエンゲン条約の文言には反しないが、条約の精神に反することは確かである。

内務大臣ならびに首相の反応は非常に厳しかった。憲法院判決を阻止するために憲法を改正することが適当であった。しかし憲法八九条は、憲法改正について、常に危険性のあるレフェレンダムを避けようとする、憲法改正案の発議権は首相の提案に基づく大統領に属する手続きから出発しなければならぬ、ということの規定している。当時はコアビ

タシオン（保革共存）の時代であった。政治的行き詰まりを打開するために、大統領の提案に基づき首相はコンセイユ・デタに意見を求め、憲法改正が必要であるという意見が出された（一九九三年九月二五日の意見）。一九九三年一月二三日の憲法的法律は次のような憲法五三条の一の規定を挿入した。「共和国は、庇護および人権と基本的自由の保護に関して、共和国と同一の協約を定めている欧州諸国との間で、各国に対して表明される庇護申請の審査に関する相互の権限を定める協定を定めることができる」という規定である。

しかしながら、申請がこれら二つの条約の権限の中に入っていないなくても、フランス当局は、自由のための活動を理由に迫害を受け、または他の理由でフランスの保護を求めるすべての外国人に庇護を与える権利を常に有するのである。

庇護申請の体制は、以後、一九九三年一月三〇日法による憲法改正の後に修正された一九九三年八月二四日法によって起草された一九四五年一月二日のオールドフランス第七章（三一―三二条の三）によって規定されている。この法文の特に第三一条の二によって、申請者がたとえフランスに入国を希望する外国人に要求される書類を所持していなくとも、庇護資格の付与が拒否され得ないことになる。これに対して四つの場合に庇護資格の付与が拒否され得る。まず、申請の審査が他国の権限に属している時に、シェンゲン条約またはダブリン条約、ないしすべての他の同様な条約の適用の場合である。ついで、庇護申請者が迫害される恐れがある国以外の国で庇護申請が認められ、効果的な保護を享受しうる場合である。さらに、フランスでの存在が公の秩序への脅威となる場合である。最後に、意図的な不正または濫用的な申立ての場合、または隔離措置を阻止するために申請が提出された場合に、申請は拒否される。この規定はまた、あとの三つの理由の一つで滞在許可を拒否された場合について、庇護申請者がフランス難民・無国籍者保護事務所に審査請求できることを明らかにしている。憲法改正が第一の理由を排除することを可能にしていることが確認される。

第二章 外国人の滞在——しだいに拡大された権利

たとえ外国人がフランスに入国し得るための困難が増大するのを経験しても、人々の意識の進化を理由にするにせよ、より一層、その統制がしだいに拡大している裁判官の非常に権利保護に厚い役割またはフランスが当事国になっている国際条約を理由にするにせよ、外国人はしだいに拡大する一定の保障を享受している。このことは、外国人が服する行政的体制に関しても（第一節）、外国人が享受する権利および自由についても（第二節）、見られる。

第一節 滞在の行政的体制

(1) 欧州共同体構成国国民

入国の場合と同様に共同体構成国国民の滞在はとりわけ有利になっている。ローマ条約は、労働者の自由移動の原則と彼らに対する差別禁止を規定している。自由な滞在をもたらす自由移動の目的は何よりも経済的なものであった。当初は賃金労働者（一九六八年一〇月一五日の指令）および非賃金労働者（一九七三年五月二一日の指令）だけであった。欧州共同体裁判官ついでより最近では構成国の非常に自由主義的な態度が、この権利をすべての共同体構成国国民に拡大することを可能にした（一九九〇年六月二六日の指令参照）。マーストリヒト条約は、「すべての連合市民は、この条約に規定する制限および条件に従いかつ実施措置に従って、構成国の域内において自由に移動しかつ居住する権利を有する」と規定する八a条を通して、このことを具体化している。このような規定は、条約第二部「連合市民権」におかれてある。このような滞在への権利を正当化するのは経済的理由ではもはやなく、政治的意思想である。

一九七六年以来、メイラス検事総長は欧州共同体裁判所の前で、共同体構成国国民は「滞在への主観的権利」を有すると主張している。この主観的権利は、かつて労働者に関するものであったとしても、今日すべての共同体構成国国民に属している。

このような状況は一般法と実際に対比される。

(2) 一般法

滞在資格の取得は三カ月以上の場合に必要なである。合法的にフランス領土に入国し、査証に定められた期間を越えて滞在することを望まない外国人は、滞在資格を所持する必要性はない。

外国人が三カ月以上滞在することを希望する場合には、「短期滞在許可証」(carte de séjour temporaire) または「居住許可証」(carte de résident) を所持していなければならない。

(a) 短期滞在許可証

この文書は四つの範疇の外国人に交付されうる。訪問者、学生または職業活動に従事することを希望する外国人である。この許可書は、後述のように、居住許可証を取得するための条件を満たさない外国人にも同様に交付される。最後に、この許可書は家族の呼び寄せの枠内で付与できる。

訪問者は、自分の資産のみで生計を立て、許可に服するいかなる職業活動にも従事しないことを約束できる証明を示さなければならない。外国人の権利に関する新しいと同時に古い正当化がそこに見られる。国民にとつての負担であつてはならないということで、国家は外国人をコントロールすることを望むのである。

学生は、明らかなことであるが、フランスで勉強することともに、主観的な概念であるが、十分な生活手段を有することを正当化しなければならない。

最後に、許可を要する職業活動に従事することを望む外国人は、知事の許可を取得しなければならず（被用者の場合には労働法典三四一条の一以下、商人の場合には一九三八年一月一二日のデクレ・ロワ）、知事は拒否する一定の義務がある場合を除いて、問題について裁量権を有する。

短期滞在許可証は、最長一年の期間で知事によって交付され、知事は交付の拒否に裁量権を有している。しかし、家族的理由があればこのような裁量権を阻止できる。

短期滞在許可証は、期限がきた場合にいつまでも更新できる。三回の更新の後、その所持者は、権利にはなっていないが、居住許可証を要求できる。他方、知事は更新を拒否することができ、一九九三年八月二四日法以来、「外国人滞在委員会」(commission de séjour des étrangers)への申立について一九八九年に規定された義務が廃止された。この義務は、知事が委員会の賛成意見に拘束されていたので、外国人にとって重要な保障であった。

(b) 居住許可証

有効期限が一〇年である滞在資格は当然のこととして更新される。外国人が引き続き三年を越える期間フランスを離れる場合には、居住許可証は「期限切れ」とみなされる。

居住許可証を請求できる外国人は、法令に従って、引き続き三年以上滞在している者である。居住許可証の交付は、生計手段のみならず、フランスに継続的に居住する意思を考慮して行われる。短期滞在許可証の場合と同様に、公の秩序に対して与える脅威は拒否の理由となる。

一九四五年のオールドナンス第一五条は、居住許可証が当然に交付される一二の場合を列挙している。基本的には家族的理由で居住を希望する外国人が対象になる。同様に、フランスのために戦った外国人、難民、無国籍者、労働災害や職業病に罹った外国人、そして一〇年以上フランスに正常に滞在する外国人が居住許可証を利用できる。知事が居住資格を拒否しようとする場合には、外国人滞在委員会に付託しなければならず、委員会は申請者を聴聞してから意見を出す。一九九三年以来この意見は知事を拘束しない。

外国人が上記の一二の範疇のいずれかに属しない場合には、ずっと不安定な地位に置かれる。外国人は、「生計手段の充足および安定性を証明する資料、ならびに、場合によっては職業活動に従事する条件およびフランスに継続的に居住しようとするに至った理由に関する申告書」を提出しなければならぬ（一九四六年六月三〇日のデクレ）。

居住許可証の取得に関して外国人の間になされる区別は、すでに統合が一定の程度に達したと認められる外国人に対して寛容であるという考え方に基づくもので、少数派と見られる者にはすべて拒否するという支配的な潮流に完全に対応している。フランス領土における少数派の存在を公式に認めることを常に拒否していることは知られており、このことは、少数派を保護する規定を含む条約を批准しようとする場合に、フランスが留保を行うということに導くのである。

一定の外国人がより有利な地位に置かれていても、フランスはフランス国民を国外追放できないので（追放刑は刑罰から排除された）、国籍を取得した場合を除いて、フランス領土に滞在する絶対的な権利は存在することができない。在留は種々の方式で終結になる。

(3) 滞在の終結

ここでは外国人の自発的な帰国や、その効果が非常に限られている帰国援助といわれる社会復帰への援助のような奨励に伴う在留の自発的な終結は扱わない。むしろ強制的な終結に関心がある。

(a) 滞在拒否

外国人の帰国は、在留資格付与ないし更新の拒否、または在留資格の取消しによって生ずる。このような決定は、裁判官の審査に服するが、一定の場合には、各県に置かれた外国人滞在委員会の介入が先行することは、すでに述べたとおりである。

(b) 国境送還

国境送還 (*reconduite à la frontière*) には二つの場合がある。一つは、刑事裁判官によって宣告される再入国禁止 (*interdiction du territoire*) に結びついたものである。二つめは、一定のフランス領土への不法な入国ないし滞在の場合に、知事によって決定されるものである。

通知を受けてから、外国人は、助言者、自国の領事館ないし自己の選んだ者に知らせることができる。決定は二四時間以内に執行することはできない。決定は職権で執行され、知事は送還される国を選ぶことができる。

一九九〇年一月一〇日法は、外国人が行政裁判所所長に決定の取消しを申請できるようにする幾つかの保障を与えようとした。

行政裁判所所長は、外国人が公開で聴聞を受けた後四八時間以内に決定を行う。申請が却下された場合に、一ヶ月以

内にコンセイユ・デタに上訴できる。しかし上訴は執行を停止せず、このことがその効果を著しく限定している。

国境送還の即時の執行ができないとすると、外国人は、収監行政に属しない施設に収容される。この行政的勾留は二四時間を越えることができない。それ以上は六日の期間で、延長が大審裁判所所長の命令によって決定される。所定の場合に、勾留は大審裁判所所長決定により三日延長できる。勾留の期間に関し、ならびに、人身の自由の伝統的守護者は憲法六六条によると司法権でなければならぬので、居住・移転の自由の侵害を許容し、審査する権限の所属に関して、憲法院でしばしば争いの対象になった問題がそこに存在するのである。

国境送還は、一九四五年のオルドナンス第二五条に列挙された、国外追放の対象になり得ない者には適用されない。

法律がしばしば厳格に見えても、外国人の権利は裁判官のコントロールによって、よりよく保護される。裁判官のコントロールは、とりわけヨーロッパ人権条約の影響の下で増大している。家族生活に過剰の侵害がなされた場合に、裁判官は比例原則による審査を行う（コンセイユ・デタ一九九一年四月一九日判決—CE, Ass. 19 avril 1991, Babas）。その他の場合には裁判官は評価の明白な過誤を考慮して最小限の審査を行う。さらに、執行の猶予がなされる。確かに、行政裁判官は、とりわけ防御権の尊重に関し判例を精緻化してゆくのであり、裁判官が法律の厳格さを限定した例になっている。

(c) 国外追放

外国人の国外追放（*expulsion*）に関し、国際条約、特にヨーロッパ人権条約第四および第七追加議定書により、恣意はもはや通用し得ない。第四議定書は外国人の集団的追放を禁止している。第七議定書は、追放の場合における防御権の最小限の尊重を樹立しようとしている。

外国人の存在が公の秩序に対する重大な脅威となる場合に、追放は知事ではなく、内務大臣によって決定される。国外追放は、刑事制裁の下でフランス領土に外国人が戻ることを禁止するという意味において、国境への送還よりも厳しいものである。

絶対的な緊急性がある場合を除いて、理由づけが必要な警察措置がそこで問題になる。絶対的な緊急性がある場合を除いて、外国人は事前に知らされ、その構成が外国人滞在委員会と同様な委員会によって聴聞を受ける手続きになっている。一九九三年以来、委員会の意見は内務大臣を拘束することなく、このことは外国人の権利を著しく制限している。とりわけ家族的地位を理由とする外国人は、国家の公安または公共の安全に対する緊急の必要性が存在する場合を除いて、追放されることはない。特にテロリズムの問題に結びついた正当化理由がそこで問題になる。

ここでもまた法律以上に裁判官が基本的な守護者として現れている。とりわけ、行政裁判官は、公の秩序への脅威の観念に基づいて、評価の明白な過誤を審査し（コンセイユ・データ一九七五年二月三日判決—CE, 3 février 1975, Pardov）、また、絶対的な緊急性が援用された場合には、基本的保障を無にする絶対的な緊急性を審査する（コンセイユ・データ一九八八年一月一三日判決—CE, S. 13 janvier 1988, Abina）。執行の猶予が宣告せられる。

(d) 犯罪人引渡しの特例の場合

犯罪人引渡し（extradition）は、一九二七年三月一〇日法、ならびに幾つかの地域的国際文書（一九五七年一月二日—三日のヨーロッパ犯罪人引渡し条約、一九七七年一月二七日のテロ抑圧のためのヨーロッパ条約など）によって規定された原則に服する。

犯罪人引渡しの申請は、フランスの外務大臣に提出されなければならない。申請が受理されるものと考えられた場合

には、司法大臣に送付され、司法大臣が検事正に付託する。外国人の逮捕の後、書類が検事長に、ついで控訴院移審部に送付され、移審部が意見を述べるため公開で決定する。意見が肯定的であれば、犯罪人引渡しはなされ得ない。意見が肯定的であれば、決定は大統領の権限に属し、大統領は決定の自由を有する。

ここでまた裁判官によるコントロールが増大した。一九八四年まで、破毀院のコントロールは慎重であり、大胆であったのは、コンセイユ・デタであった。後者は、一九三七年（一九三七年五月二八日判決—CE, Ass.: 28 mai 1937）に、追放が統治行為、すなわち、すべての訴訟を許さない行為であると考えるのをやめた。そして一九七七年以来（一九七七年六月二四日判決—CE, Ass.: 24 juin 1977, Astudillo Calleja）、コンセイユ・デタは、通常の審査を行っている。破毀院の方は、今日控訴院移審部の意見の外形的な適法性の審査を行っている。

確かに、在留の行政的な規制に関する外国人の地位は不安定で、安全保障イデオロギーに影響を受ける議会や政府の意のままに常に置かれている。しかし、裁判官、特に行政裁判官、現在ではヨーロッパ人権裁判所裁判官が法律の厳格さを緩和させている。

これに対して、フランス滞在中に行使しうる外国人の権利は、恒常的に拡大され、権利のうちでも外国人と国民を平等な地位に置くものもあるほどである。

第二節 外国人の権利および自由

外国人はしだいに広範に権利を享有している。憲法院一九九三年八月一三日判決は、立法者が外国人のために保障すべき基本的な自由および権利を特に列挙して、外国人の真の憲法的地位の確立に大きく貢献している。憲法院は、「こ

これらの権利および自由のうち、人身の自由および安全、特に居住・移転の自由、結婚の自由、正常な家族生活を営む権利があり、他方、外国人はフランス領土で安全、かつ正常な態様で居住すると、社会的保護を受ける権利を享受すること、外国人はこれらの権利および自由の保障を確保する訴訟の提起を享受しなければならないこと、「外国人のうちでも一九四六年憲法前文第四項により承認された固有の権利」―庇護を受ける権利を享受できることを判示している。外国人の権利の制限は限定されたものでしかありえない。ヨーロッパ人権条約第一四条は、特に人種、民族的出身に基づくあらゆる差別を禁止している。第一六条は、政治活動を通してのみ、表現の自由、集会結社の自由に関する外国人に對する例外を許容している。ここではこれらの権利および自由を網羅的ではなく、幾つかを取り上げてゆきたい。

(1) 家族的権利

この領域における外国人の権利の拡大は、この数年高度に確認されている。

(a) 結婚

憲法院は、一九九三年八月一三日の判決で、「中身のない結婚」(marriages blancs)、すなわち、外国人がフランスに入国し、滞在することを可能にすることのみを目的とする便宜的結婚に関する法律の規定について、「結婚の自由が人身の自由を構成するものの一つである」と判示した。この法律は、結婚が婚姻による結合以外の目的でなされることを推測させる重要な証拠が存在する場合に、身分官吏が検事正に付託することを義務づけ、これによって検事正が結婚を猶予させるべきかどうかを決定できるようにしようとした。憲法院は、結婚の自由に依拠してこの法律の規定を無効としたのである。

ところで、すべての形式の結婚が承認されるわけではない。一夫多妻制は特に多くの論争の対象になっている。コンセイユ・デタは、総会判決でこれを認めていた（一九八〇年七月一日判決—CE, Ass., 11 juillet 1980, Moncho）。「フランスで正常な家族生活を送る権利は、外国人に対しては一夫多妻の効果的な実行を前提にする」というのである。この自由主義的立場は人々に衝撃を与えうるものであった。一九九三年八月二四日法がフランス領土での一夫多妻制を禁止し（一九四五のオールドナンスによればフランス本土と海外県のみが対象になる）、海外領土およびマイヨットのような名称のない公共団体では一夫多妻を可能にした理由がそこにある。憲法院は合憲限定解釈によってこの禁止を認めた。ヨーロッパ人権委員会が、「一夫一婦制文化」が国の「支配的な文化」であることを根拠にして、一夫多妻的な家族の結集を禁止した法律の有効性を認めたことを指摘できる（Comm. Eur. Dr. H., 29 juin 1992, Rabia Bibi, Req. 19628/92）。

(b) 家族の結集

家族の結集 (regroupement familial) は、ヨーロッパ人権条約第八条から引き出される正常な家族生活を営む権利の論理的帰結であり、この規定は法律による家族と事実上の家族の両方を対象にする。一九七八年にコンセイユ・デタ（一九七八年一月二八日判決—CE, Ass., 8 décembre 1978, GISTI et CFDT）は、「国は、個人および家族に対して、その発展に必要な条件を確保する」と規定した一九四六年憲法前文に依拠して、これを認めていた。憲法院は、「フランスにおける居住が安定し、正常である外国人は、国民と同様に正常な家族生活を営む権利を有すること、この権利は特に外国人が自分のもとに自己の配偶者および未成年の子どもを呼び寄せる権能を含むことが、この規定から導き出される」と判断して、正常な家族生活を営む権利を強調した。正常な結婚生活を営む権利の適用は、ヨーロッパ人権裁判所をし

て、国外追放措置が夫婦の結合ないし存在を脅かす場合に、追放措置を違法とするように導いたのである。家族の結集の問題は、一九九三年までデクレに基づいた、不安定な基盤しかもっていなかった。一九九三年八月二四日法は、一九四五年のオルドナンスのなかに、「家族の結集について」と題する第六章を挿入した。一九九三年法は、部分的な家族の結集、ならびに一夫多妻的家族の結集を禁止した。家族の結集がなされ得るためには、一定の条件が満たされなければならない。外国人は、居住許可証または一年間の短期滞在資格を有し、かつ、一年以上引き続きフランスに居住していなければならない。「フランスで生活する同一構成の家族にとつての正常な住居」を有し、十分に安定した個人的資産をもっていなければならない。家族の構成員は、公の秩序に対する脅威にならず、所定の疾病に罹っておらず、フランス以外の国に住んでいなければならない。

国際労働力移動事務所 (IOM) の審査および市町村長の理由を付した意見を受けて、許可は知事によって与えられる。家族の構成員は、本人と同様な性格の滞在資格を当然に受ける。

条件を充たさなくなったり、共同生活が決裂した場合に、家族の結集は終わる。他方、家族の結集が違法な場合、滞在資格は外国人から剝奪される。

(2) 社会権

外国人はその大多数が労働者であることを考えると、社会権は大きな重要性をもっている。平等原則の承認によって進化がみられた。平等原則は特に憲法院によって認められた。立法者は、「憲法上の平等原則を無視する」ことなしに、フランスに正規に居住する外国人を、全国連帯基金の給付の受益から排除できない（一九九〇年一月二二日判決）。このような考え方は、憲法院一九九三年八月一三日判決において、「外国人は、フランス領土に安定かつ正規な方式で居

住すると、社会的保護を受ける権利を享受する」として、より明確に認められている。

しかし、平等は外国人が正規な地位にある場合にしか機能せず、問題に関する異なった法文は、不法入国と闘うために今日より明確な態度をとっている。かくして一九九三年八月二三日法まで、外国人は社会保障を享受できた。今では外国人が正規な地位にある場合にしか可能ではない。平等原則を再び問題にすることなしに、厳格な要件を外国人に付加する傾向がある。このようにして、家族給付は、外国人が正規の地位にあり、家族がフランスにいる場合にしか与えられない（相互主義の条約がある場合を除く）。

滞在の合法性が常に要求され、さらに、最低収入保障（*revenu minimum d'insertion*）については、滞在の安定性が要求され、三年以上フランスに居住している外国人のみに与えられる。

政治的権利の承認はずっと消極的である。その理由は、その承認は国民のみに関わり、国際条約が外国人に拒否することを認めている権利であるからである。しかしながら、この点についても、前進が現れていることを認めなければならぬ。

(3) 政治的権利

政治的性格を有する一定の権利の行使における外国人に対する差別は、消滅しようとしている。結社の自由または出版の自由がそうである。選挙権が問題になっている。

(a) 結社の自由

結社の自由に関する一九〇一年七月一日法は、フランス人および外国人に対する結社の法体制を統一化した。宗教的

団体を除いて、自由主義的であることがその特徴である。この法律は、外国人の結社の解散の可能性を規定しているが、特別の制度を設けているわけではない。一九三九年四月一日のデクレ・ロワは、「第五列」(スパイ活動組織)の恐れから、フランスの安全を害そうとする外国人により結成された結社の恐れから、高度の差別を設けた。このデクレ・ロワが外国人結社に広範な定義を与え、いつでも撤回できる事前許可制に外国人結社を服せしめた理由がここにある。フランスにおいて非政府組織の発展を妨げたこの差別的制度は、一九八一年一〇月九日法によって廃止された。以後結社の自由は外国人とフランス人にも同じものになっている。

(b) 外国の出版

外国の出版が統治者に不安を与えることはしばしばであり、その理由はフランス人の亡命者によって編集されていることが多いからである。出版の自由に関する一八八一年七月二九日法は、不幸にも長続きしなかったが、すばらしく自由主義的な法律であり、外国の出版については、その出版物を訴追することが困難であること、ならびに、道徳に反する出版物の流入を防ぐことから特別の制度を維持していた。政治的考慮も全くなかったわけではないことは、明らかにされよう。一八九五年に分離主義を防止するために、フランスで外国語で発行された新聞を禁止できるように、この制度は理解された。一九三九年五月六日のデクレはこの制度を厳しくし、書物の禁止を可能にした。禁止措置は内務大臣によってのみなされ、制裁は重くなった。この体制はそれ以来変わっていない。イスラムの出版物の禁止が最近見られるが、その適用はより稀になっている。しかし実際禁止された出版物の九パーセント以上がポルノ出版物である。

出版の自由に対する危険は、裁判官によって行使される審査により減少されている。長い間裁判官は最小限度の審査しか行わなかった。評価の明白な過誤の審査(コンセイユ・データ一九七三年一月二日判決—CE, Ass., 2 novembre

1973, Soc. An. Librairie Maspéro) を加えると、行政裁判官は措置の合目的性 (opportunité) をほぼ審査している。ここでまた、裁判官が法律の恣意の危険を緩和している。

(c) ヨーロッパ連合の先進的部分

ヨーロッパ連合は、すべての外国人ではなく、共同体構成国国民に対して一定の政治的権利を拡大することを可能にしている。公務就任および市町村選挙にこのことを確認できる。

・公務就任

長い間、外国人は公務から排除されていた。一九四六年の公務員に関する一般規程、ついで、一九五九年二月四日のオルドナンス、さらに、公務員の権利および義務に関する一九八三年七月一三日法は、「何人も、フランス国籍を保持していなければ、公務員の資格を有しない」と規定している。外国人が公務に就任することは絶対に不可能であろうか。特に、学術研究・高等教育全国センター (Centre National de la Recherche Scientifique et l'Enseignement Supérieur) に関する法律の規定とともに、突破口が開かれた。コンセイユ・デタは、公務は法律の規定によって留保されていないので、いかなる公法の一般原則もそれに反しないという条件で、外国人も公務に就任できると考えた (一九七五年一月二〇日判決—CE, 20 janvier 1975, Election des représentants du personnel au Conseil d'Administration du CES François-Mauriac à Louvres)。ヨーロッパ共同体法、および特に、ヨーロッパ共同体裁判所の判例がこの動きを加速させた。一九九一年七月二一日法は、その権限が主権の行使と分離でき、国および他の公共団体の公権力の権限の行使にいかなる直接的または間接的参与も含まない職について、ヨーロッパ連合構成国国民に公務を開放することを可能にした。

公務の開放が将来すべての外国人に及ぶと考えることができるのか、それとも少なくとも相互主義の条件のもとで可

能なのか。選挙権についてこのことを考えることができる。

・外国人の投票

外国人の投票という概念はフランスでは新しいものではない。一七九三年のモンターニュ憲法第四条で外国人の投票が規定されたが、この憲法は施行されることはなかった。

第二次世界大戦後、社会および労働に関わる選挙はしだいに外国人に開かれていった。一九四六年に、企業委員会および従業員代表選挙に対する選挙権が外国人に与えられた。一九七二年六月二七日法は、企業委員会への選挙資格を外国人に与えた。一九七五年に、労働組合代表にも与えられた。社会的分野では、差別のないことがほぼ完全である。政治的選挙ではそうではない。

外国人の統合を容易にすることの配慮をもって、市町村選挙に関し提案がなされた。大きな困難もなく、スカンジナビア諸国、オランダでの経験がある。ミッテラン大統領選挙候補者は、ひとたび大統領に選挙（ないし再選挙）された場合に実施する見込みなしに、一九八一年および一九八八年にその提案をした。

ここでまた、推進力はヨーロッパ連合から出された。一九七四年一二月九日および一〇日のパリ・サミットでその考え方が明らかにされた。ヨーロッパ議会の影響の下で、練られ、熟成されていった。指令案が一九八八年にヨーロッパ委員会で作成されたが、最終的決定を行ったのはマーストリヒト条約である。ヨーロッパ連合条約八b条は、「他の構成国に居住する連合市民は、自己が居住する構成国の選挙において、その国の国民と同じ条件の下に、選挙権および被選挙権を有する」ことを規定している。この条文は、ヨーロッパ議会の選挙について同様の規定を有している。

この選挙権と被選挙権の問題は、フランスで重要な憲法上の問題を提示した。憲法院が大統領の提訴により、マーストリヒト条約の憲法適合性を審査した一九九二年四月一二日判決において、憲法院は、とりわけ「すべての成年フラン

ス国民は選挙人である」と規定した憲法第三条および元老院の選挙に関する第二四条に依拠して、マーストリヒト条約第八も条が憲法に違反すると判断した。元老院議員は、とりわけ市町村議員を含む選挙人団によって選出される。従って、市町村選挙で外国人に選挙権を与えることは、外国人が市町村議員に選出された場合に、外国人を元老院の直接または間接の選挙人にすることになる。これに対して、憲法院は、ヨーロッパ議会への外国人参加については、いかなる憲法上の障害も認めていない。

八八条の三を挿入して、憲法を改正することが必要であった。憲法八八条の三は、市町村選挙の選挙権および被選挙権は、フランスに居住する連合市民にのみ与えられると規定している。本条は、連合市民が市町村長および助役の職務を行使すること、および元老院議員の選挙に参加することを明文で排除している。

これらの条文の施行は、一九九六年一月一日からである。従って、フランス国民のみが最近の市町村選挙に参加している。

ヨーロッパ連合は、外国人に対する新しい権利を実験する工場になっているといえる。このようなヨーロッパ共同体構成国国民、さらに、ヨーロッパ経済領域加盟国国民の地位の改善が、その他の外国人の権利の後退と相伴っていることを恐れるのである。

フランスおよび他のヨーロッパ諸国が、外国人に門戸を開くという印象を与えつつ、ヨーロッパの城壁のなかにより以上に避難するために、そのことを行うということがあつてはならない。

LES ÉTRANGERS EN FRANCE

Dominique BREILLAT*

Le droit des étrangers est depuis quelques années l'enjeu des débats politiques. Ses sources relèvent du droit interne et notamment du droit constitutionnel. Deux révisions récentes (1992 et 1993) ont précisé certains points (vote des ressortissants communautaires aux élections municipales et droit d'asile). Le préambule de la Constitution de 1946 évoque aussi le droit d'asile. La source législative majeure est l'ordonnance du 2 novembre 1945 souvent modifiée. Le droit international et le droit communautaire ont pris une importance croissante, principalement la Convention européenne des droits de l'Homme.

L'entrée des étrangers est devenue de plus en plus restreinte pour les non communautaires, les ressortissants de l'Union européenne bénéficiant d'un régime privilégié. Les autres étrangers doivent remplir certaines conditions rigoureuses (possession de passeport, visa, garanties quant aux conditions de séjour et de rapatriement). En outre des restrictions importantes relatives à la demande d'asile ont été apportées par les conventions de Schengen et de Dublin. La décision du Conseil constitutionnel du 13 août 1993 a montré en quoi l'application des accords de Schengen et Dublin portait atteinte au droit d'asile obligeant à une révision de la Constitution pour permettre sa limitation. L'objectif de ces conventions internationales est d'empêcher le demandeur de s'adresser successivement à plusieurs Etats pour tenter d'obtenir l'asile politique.

Si les droits des étrangers pour entrer en France sont devenus plus restreints, en revanche, les droits de ceux résidant sur le territoire national se sont accrus. Le régime administratif du séjour accordé, là encore, une situation

*Doyen de la Faculté de Droit et des Sciences Sociales de Poitiers

priviliégée aux ressortissants communautaires. Pour les autres étrangers deux situations sont prévues: la carte de séjour temporaire accordée aux visiteurs, aux étudiants, à certaines personnes désirant exercer une activité professionnelle ou dans le cadre du regroupement familial. La carte de résident, valable dix ans, apporte plus de garanties. Le séjour peut prendre fin, soit par le refus de délivrer la carte de séjour temporaire ou de résident, soit par la reconduite à la frontière prononcée par le juge ou le préfet, soit par l'expulsion prononcée par le Ministre de l'Intérieur. Le contrôle exercé par le juge administratif est venu renforcer la situation des étrangers résidant en France.

Pendant son séjour en France, l'étranger bénéficie de certains droits et libertés. Il jouit des droits familiaux et notamment du droit au mariage que le juge constitutionnel a affirmé alors que la loi voulait le restreindre pour lutter contre les mariages blancs. Mais la polygamie est interdite, Le principe d'égalité, sous réserve d'une durée de séjour, marque le bénéfice des droits sociaux. Les droits politiques se sont étendus à la faveur de l'Union européenne notamment pour le vote aux élections municipales et l'accès à la Fonction publique. Mais ils ne bénéficient qu'aux ressortissants communautaires. L'Union européenne tend à devenir une forteresse vis-à-vis des autres étrangers.